（建築士法の一部改正）

第十六条　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号中「限る」を「限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む」に改め、「科目を修めて卒業した者」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。以下この号及び次号において同じ。）」を、「卒業後」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了後。同号において同じ。）」を加え、同条第三号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を加える。

第十五条第一号中「卒業した者」の下に「（当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（港湾法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正）

第十七条　次に掲げる法律の規定中「卒業した者」の下に「（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

一　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の八第一項

二　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第二十三条第四項第一号イ及びロ、第三十三条の十五第四項第一号並びに第三十三条の二十六第四項第一号

（税理士法の一部改正）

第十八条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項及び第三項中「第百四条第一項」を「第百四条第三項」に改める。

第八条第一項第一号中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

（税理士法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　前条の規定による改正後の税理士法第七条第二項及び第三項（これらの項に規定する文部科学大臣の定める学位を授与された者に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に新学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を授与された者について適用し、施行日前に旧学校教育法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を授与された者に係る税理士試験の試験科目の免除については、なお従前の例による。

（博物館法の一部改正）

第二十条　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「学位」の下に「（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）」を加える。

第六条中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

（気象業務法の一部改正）

第二十一条　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の四第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号イ中「卒業した」の下に「（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正）

第二十二条　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号イ中「卒業した者」の下に「（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正）

第二十三条　次に掲げる法律の規定中「卒業した者」の下に「（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

一　と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第七条第五項第二号

二　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条第五項第二号

（ガス事業法の一部改正）

第二十四条　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第百二十五条第一項第一号イ中「卒業した者」の下に「（これらの課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正）

第二十五条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第一号ロ中「卒業した者」の下に「（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）」を加える。

（水道法の一部改正）

第二十六条　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「短期大学」の下に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の下に「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加える。

（電気事業法の一部改正）

第二十七条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第一号ロ中「短期大学」の下に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した者」の下に「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

（小型船造船業法の一部改正）

第二十八条　小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号及び第二項第一号中「卒業した」の下に「（当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

（社会保険労務士法の一部改正）

第二十九条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「学位」の下に「（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法による専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）」を、「卒業した者」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正）

第三十条　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条の四第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号ロ中「卒業した者」の下に「（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第三十一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表ハの項中「卒業した者」の下に「（当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同表ニの項中「卒業した者」の下に「（当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（労働安全衛生法の一部改正）

第三十二条　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第三項第二号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）」を、「卒業した者」の下に「（専門職大学前期課程を修了した者）」を加える。

別表第六第一号㈠中「卒業した者（」の下に「当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。」を加える。